

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規程により、次のとおり公告します。

令和 6年 6月17日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管 理 者 西田 三十五

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 事業の名称 令和6年度 混合カン売払い（第2回）
- (2) 引渡し場所 酒々井リサイクル文化センター（印旛郡酒々井町墨 1506）
- (3) 事業の期間 令和 6年 8月 1日～令和 6年11月30日とする
- (4) 売払品 混合カン ※詳細は別紙仕様書のとおり
- (5) 予 定 価 格
 - ア 予定数量に基づく総額の予定価格（消費税及び地方消費税の額を含みます。）
金9,911,000円（入札書比較価格9,010,000円）
 - イ 単 価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）
混合カン 金53,000円／t
- (6) 入札の方法
 - ア 郵便入札の方法により行います。
 - イ 入札回数は1回です。
- (7) 契約の種類 単価による契約とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) この事業の公告日現在において、「佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿」に登録されている方のうち、次の要件のすべてを満たしている方
 - ア 資格者名簿の登録部門に関する条件
「物品」
 - イ 資格者名簿の登録業種に関する条件
「不用品買受」
 - ウ 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」・「準市内」・「県内」・「県外」
 - エ 事業経験に関する条件
条件はありません。
 - オ 許可、登録等に関する条件
条件はありません。
 - カ 佐倉市事業所確認調査実施要領（平成18年9月1日制定）第8条第2項の規定に該当していない方
- (2) 上記の（1）の要件を満たす方のうち、この事業の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない方
 - ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている方

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない方、又は本事業の開札日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した方
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した方で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない方
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した方で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない方
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない方
- キ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない方

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ② 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 同一人が代表者となる法人は、重複して入札参加申請をすることができません。
- (4) 事業共同組合等が入札参加申請をする場合は、当該組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 入札参加申請の期間

令和 6年 6月17日（月）午前9時00分から

令和 6年 6月21日（金）午後4時00分まで

(2) 入札参加申請の方法

ア この事業の入札参加資格確認申請書をファクシミリにより佐倉市、酒々井町清掃組合事業担当課へ提出してください。

ファクシミリ番号 043-496-6398

イ 入札参加資格確認申請書は、使用印（資格者名簿申請時に使用印鑑届兼委任状により届け出た印鑑をいいます。以下同じです。）を押印したものを送信してください。

なお、本申請書に、「使用印鑑届兼委任状」（佐倉市資格者名簿申請時に提出した「使用印鑑届兼委任状」）を添付すること。

ウ ファクシミリの送信後、翌日（申請の期限日に送付した場合は当日中）までに事業担当課から着信確認の電話がない場合には、参加申請された方から事業担当課まで確認の電話をしてください。

電話番号 043-496-7511

(3) 資格確認結果の連絡

ア 入札参加資格がないと決定された方のみ、令和 6年 6月26日午後4時までに電話で連絡します。また、後日文書により通知します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、このことを知った日の翌日から起算して3日（土、日、祝日を除く）以内に、文書により管理者に対して説明を求めることができます。

ウ 上記の確認結果連絡日までに非参加者となった旨の連絡がない場合は、入札参加資格者として決定したことになります。

4 事業内容説明等に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

佐倉市、酒々井町清掃組合ホームページ

<https://www.ss-seisou.jp/>

申請書等の作成説明会及び事業説明会は行いません。

(2) 設計図書等を示す期間（ダウンロードのできる期間）

公告日の午前9時から入札参加申請期限日の午後4時00分まで

(3) 設計図書等の入手方法

佐倉市、酒々井町清掃組合ホームページの「一般競争入札参加者募集」をクリックし、さらに、この公告の「参照」をクリックすると、設計図書等の電子ファイルをダウンロードできます。

5 質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業説明書で指定する日時までに使用印の押印された質問書をファクシミリにより事業担当課に提出してください。

(2) 回答は質問者に対してファクシミリにより行います。

(3) 質問がない場合は質問書の提出は必要ありません。

6 入札

(1) 配達期限日

令和 6年 7月10日（水）必着

(2) あて先

〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506

佐倉市、酒々井町清掃組合 施設管理課 施設設備係

(3) 郵便方法

ア 郵送は、「簡易書留その他の配達記録が残る郵便」に限ります。（「簡易書留」、「書留」に「速達」を併せることは可）

イ 封筒表面には、上記（2）のあて先を記載し、「入札書在中」と明記してください。

ウ 封筒裏面には、「事業の名称」、「事業の場所」、「開札日時」、入札者の「住所又は所在地」及び「商号又は名称」を明記してください。

エ 封筒は、フラップ部分（のり付けする部分）の中央1箇所を使用印により封印してください。

オ 封筒の大きさは指定しませんが、郵送枚数が少ない場合は、なるべく長型3号サイズの封筒を使用してください。

(4) 郵便物

ア 入札書及のに入った封筒（使用印で封印したもの）をさらに封筒に入れる場合は外封筒にも「事業の名称」、「事業の場所」、「開札日時」、入札者の「住所又は所在地」及び「商号又は名称」を明記の上、「入札書及在中」と必ず明記してください。

(5) 入札書

ア 入札書に記載する金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100の金額を記載してください。

イ 入札書は、入札書と誓約書が一体となった郵便入札用の書式を用いてください。

ウ 入札書には、「入札日」、「あて名」、「住所又は所在地」、「商号又は名称」、「代表者名又は氏名」、「事業の名称」、「事業の場所」及び「入札金額」を明記して、使用印を押印してください。

エ 入札日とは、「配達期限日」、又は「開札日」ではなく、実際に入札書を郵送する日
を記載してください。

オ 年間代理人を届け出ている場合は、上記ウにおいて記載する「住所又は所在地」、「代表者名又は氏名」及び使用印は年間代理人のものとしします。

(6) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市、酒々井町清掃組合財務規則（平成14年4月1日規則第4号）第131条第2項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとしします。

7 開札

(1) 開札の日時

令和 6年 7月11日（木） 午前 9時30分

(2) 開催の場所

佐倉市、酒々井町清掃組合 管理棟 1階 第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、事業担当課以外の職員の立会のもと公開して行います。

イ 希望者は開札を傍聴することができます。

(4) 無効となる入札書

ア 佐倉市契約事務要綱第15条各号に定めるとおりとしします。

イ 次のウからカのいずれかに該当する入札書は、開札しません。

ウ 入札参加資格を有しない者が提出した入札書

エ 普通郵便など上記6（3）アで指定した方法以外の郵便、又は持参若しくは宅配便な
どの方法により提出された入札書

オ 上記6（2）において指定したあて先以外に郵送された入札書

カ 同一人から複数郵送された入札書

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書のうち、予定価格（入札比較価格）以上で最高の価格をもって入札され
た方を落札者として決定します。

イ 落札者となるべき同価格を入札された方が2者以上あった場合はくじ引きとしします。くじ引きの方法は、別途ご連絡します。その際くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとしします。

(6) 落札価格及び契約単価の決定

ア 入札書に記載された入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格とします。

イ 入札書に記載された品目1t当たりの単価をもって契約単価とします。

8 契約

(1) 契約書の作成

この公告の事業の契約にあたっては契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除します。

(3) 納付方法

売払品の月毎の「引取量」に「契約単価」を乗じた金額に100分の10を加算した金額の納付通知をするので、指定日までに納付するものとする。

9 留意事項

(1) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しません。なお、入札参加資格確認申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表又は無断で使用することはしません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市、酒々井町清掃組合の都合又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、開札日時^の延期又は取止めることがあります。入札参加者は異議を申し立てることはできません。

(3) 入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報^は、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません^が、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市の契約事務に関する要綱、要領等を準用することから、「佐倉市契約事務要綱・佐倉市入札約款・佐倉市制限付き一般競争入札実施要領」等を熟読の上、入札に参加してください。

※佐倉市役所契約検査課

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/3-6-0-0-0_1.html

※ただし、この公告に関する要綱、要領等の質問は佐倉市、酒々井町清掃組合事業担当課で回答しますので、佐倉市役所契約検査課には問い合わせをしないでください。

10 担当

事業担当課

施設管理課

電 話 番 号 043-496-7511

ファクシミリ番号 043-496-6398

佐倉市、酒々井町清掃組合ホームページ

<https://www.ss-seisou.jp/>